

令和元年度第4回岡山県子ども・子育て会議資料

幼保連携型認定こども園の設置認可関係資料

岡山県保健福祉部子ども未来課



幼保連携型認定こども園について

主な内容	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事 (公立)届出 (私立)認可 大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲 指定都市・中核市が認可をする場合、市長は、あらかじめ、都道府県知事との協議を行う。 ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行う。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	(公立)事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 (私立)設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 (公立)地方公共団体の長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聞く等の関与 (公立・私立)知事は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
設置基準	「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」を定める。 ※学校としての基準(学級担任制、面積基準等)と児童福祉施設としての基準(人員配置基準、給食の実施等)について、より高い水準を引き継ぐことを基本的考え方として新たな基準を設定。(既存施設からの移行に際し、設備についての移行特例を設ける)
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を定める。 ※幼保連携型以外の類型の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)についても、当該基準を踏まえて幼児期の学校教育・保育を行わなければならない。
配置職員	園長、保育教諭(※)、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則 (施行後5年間の経過措置あり。免許・資格の併有促進のための経過措置も実施)

(続き)	
公立の職員の身分	(公立)基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外にかかるわらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園・保育所と同等の税制措置

(主な経過措置等)

- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 新法の施行前までに学校法人以外で私立幼稚園を設置する者については、当分の間、一定の要件を満たせば、その設置する私立幼稚園を廃止して幼保連携型認定こども園を設置することができる。
- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者には、施行後5年間に限り保育教諭となることができる。
- ・ 施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得要件を緩和する特例制度を設けている。
- ・ 既存の幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行した場合、その幼保連携型認定こども園の名称中に「幼稚園」という文字を用いることができる。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。

幼保連携型認定こども園とその他の認定こども園の比較(主なもの)

	幼保連携型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園	保育所型 認定こども園	地方裁量型 認定こども園
法的性格	学校かつ、 児童福祉施設	学校(幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設(保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
職員の性格	保育教諭(注1) (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要 ※ただし、2・3号子どもに対する保育に従事する場合は、保育士資格が必要	満3歳以上→両免許・資格の併有が望ましいがいずれかでも可 満3歳未満→保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可)	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参的基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参的基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。	2・3号子どもに対する食事の提供義務 自園調理が原則・調理室の設置義務(満3歳以上は、外部搬入可) ※ただし、基準は参的基準のため、各都道府県の条例等により、異なる場合がある。
開園日・閉園時間	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日が開園が原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

注1)一定の経過措置あり

注2)施設整備費について

- ・児童福祉法の改正により新たに同法に規定された交付金の対象は児童福祉施設である幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園となっています。また、現行制度下においては、安心こども基金により各類型の施設整備に係る費用が対象となっていますが、今後の仕組みについては、予算編成過程において検討していくこととしています。
- ・1号認定子どもに係る費用については公定価格上減価償却に係る費用が算定されています。また2・3号認定子どもに係る費用については、施設整備費補助を受けずに整備した施設について同加算が受けられます。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、改正認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容に関する基準として策定されました。

この教育・保育要領について、主な内容を紹介します。

※幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行うこととされています。

■教育及び保育の基本及び目標

- 乳幼児期における教育及び保育は、人格形成の基礎を培う重要なものであり、その特性等を踏まえ、環境を通して行うことであること基本とする。
- 園における生活を通して生きる力を育成するよう努め、義務教育及びその後の教育の基礎を培うとともに、保護者と共に園児を健やかに育成するものとする。

■五つの領域

領域	ねらい及び内容
【健康】 健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。	各領域ごとに「ねらい」と「内容」を設定
【人間関係】 他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人のかかわる力を養う。	ねらい：生きる力の基礎となる心情、意欲、態度。幼保連携型認定こども園における生活全体を通じ、園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうもの。
【環境】 周囲の様々な環境に好奇心や探求心を持ってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う。	内 容：ねらいを達成するために指導する事項。園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであること。
【言葉】 経験したことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲などを育て、言葉に対する感覚などを養う。	
【表現】 感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにする。	

■教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成等

- 毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならない。
- 1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、発達の程度や季節などに配慮すること。
- 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、保護者の労働時間その他家庭状況等を考慮すること。
- 指導計画の策定にあたっては障害のある園児の指導や小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育内容等に配慮すること。

■幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- 生活の連続性やリズムの多様性に配慮し、在園時間・入園時期・登園日数の違いなどの状況に応じ、教育及び保育の内容や展開について工夫すること。
- 教育及び保育の環境の構成にあたっては、満3歳未満と満3歳以上の発達の特性などを踏まえるとともに、異年齢交流の機会を組み合わせるなど工夫すること。
- 園児の保護者及び地域の子育て家庭の支援に当たっては、保護者自らの子育てを実践する力を高める観点に立って行うこと。

要領及び解説書は、子ども・子育て本部のホームページに掲載しています。

WEB URL:<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html>

幼保連携型認定こども園教育・保育要領改訂の基本的な考え方

幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
- 修了時までに育ってほしい具体的な姿「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
※小学校との接続
- 園児の理解に基づいた評価の実施
- 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
- 乳児期及び満1歳以上満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
- 近年の子どもの育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
- 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実、特に、災害への備えに関してや教職員間の連携や組織的な対応について明示

幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実

- 幼保連携型認定こども園の教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
- 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
- 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
- 多様な生活形態の保護者が在園していることへの配慮や地域における子育ての役割等、子育ての支援の充実

岡山県内の認定こども園の設置状況

1. 岡山いきいき子どもプラン2015における目標設置数と実績

<目標設置数、設置時期の基本的な考え方>

- ・市町村において、施設の移行希望も踏まえて教育・保育の供給体制の確保の内容が設定されていることから、原則、市町村が必要と見込む認定こども園の設置数を県の目標設置数とする。

	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度		令和元年度	
	設置数	計画	設置数									
県合計	17	32	32	42	49	53	64	86	86	98	112	

2. 令和元年度までの設置状況

所在地	施設名	類型	設置主体	定員	認定年月日
岡山市	就実こども園	幼稚園型	私 (学)就実学園	172	H24.4.1
岡山市	中山認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	210	H27.4.1
岡山市	御津金川認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	150	H27.4.1
岡山市	太伯認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	150	H27.4.1
岡山市	灘崎認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	240	H27.4.1
岡山市	岡南認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	210	H28.4.1
岡山市	岡北学園	幼保連携型	私 (福)岡北福祉会	115	H28.4.1
岡山市	幼保連携型認定こども園 若草幼稚園	幼保連携型	私 (福)佳日会	255	H28.4.1
岡山市	認定こども園 白ゆり	幼保連携型	私 (福)白ゆり会	195	H28.4.1
岡山市	めぐみ幼保連携型認定こども園	幼保連携型	私 (福)旭東愛児会	135	H28.4.1
岡山市	めぐみ第二幼保連携型認定こども園	幼保連携型	私 (福)旭東愛児会	45	H28.4.1
岡山市	建部認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	105	H29.4.1
岡山市	御南認定こども園	幼保連携型	私 (福)橘会	240	H29.4.1
岡山市	こども園 城東チャイルドセンター	幼保連携型	私 (福)ちとせ交友会	115	H29.4.1
岡山市	南方岡山中央認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	300	H30.4.1
岡山市	千種認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	150	H30.4.1
岡山市	甲浦認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	170	H30.4.1
岡山市	興除認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	180	H30.4.1
岡山市	錦認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	205	H30.4.1
岡山市	弘西こども園	幼保連携型	私 (福)なかよし会	120	H30.4.1
岡山市	こじかこども園	幼保連携型	私 (福)宮川福祉会	135	H30.4.1
岡山市	ふたばこども園	幼保連携型	私 (福)宮川福祉会	105	H30.4.1
岡山市	とみやまこども園	幼保連携型	私 (福)宮川福祉会	105	H30.4.1
岡山市	第一吉備こども園	幼保連携型	私 (福)吉備福祉会	153	H30.4.1
岡山市	第二吉備こども園	幼保連携型	私 (福)吉備福祉会	103	H30.4.1
岡山市	江西桜こども園	幼保連携型	私 (福)桜会	250	H30.4.1
岡山市	伊島認定こども園	幼保連携型	公 岡山市	230	H31.4.1
岡山市	中国学園大学・中国短期大学 附属たねのくにこども園	幼保連携型	私 (学)中国学園	200	H31.4.1
岡山市	認定こども園白ゆりの丘	幼保連携型	私 (福)白ゆり会	35	H31.4.1
岡山市	御南まんまるこども園	幼保連携型	私 (福)橘会	125	H31.4.1
岡山市	なのはなこども園	幼保連携型	私 (福)旭水会	105	H31.4.1
岡山市	旭川こども園	幼保連携型	私 (福)旭水会	159	H31.4.1
岡山市	柿の木こども園	幼保連携型	私 (福)岡北福祉会	120	H31.4.1
岡山市	ゆりかご認定こども園	幼保連携型	私 (福)温交会	168	H31.4.1
岡山市	ちとせ認定こども園	幼保連携型	私 (福)ちとせ交友会	250	H31.4.1
岡山市	カナダこども園	幼保連携型	私 (福)ちとせ交友会	100	H31.4.1
岡山市	しいのみ幼稚園	幼稚園型	私 (学)のぞみ学園	90	H31.4.1
岡山市	第一ひかり幼稚園	幼稚園型	私 (学)ひかり学園	249	H31.4.1
岡山市	第二ひかり幼稚園	幼稚園型	私 (学)ひかり学園	309	H31.4.1

倉敷市	中洲認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	240	H27.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 小さくら保育園	幼保連携型	私	(福)クムレ	255	H27.4.1
倉敷市	くらしき作陽大学附属認定こども園	幼保連携型	私	(学)作陽学園	135	H27.4.1
倉敷市	しおかぜ認定こども園	保育所型	私	(福)しおかぜ	95	H27.4.1
倉敷市	柳田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	150	H28.4.1
倉敷市	乙島東認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	105	H28.4.1
倉敷市	穂井田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	56	H28.4.1
倉敷市	認定こども園あさひ幼稚園	幼稚園型	私	(学)岡本学園	500	H28.4.1
倉敷市	三宝認定こども園	保育所型	私	(福)愛和福祉会	245	H28.4.1
倉敷市	琴浦西認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	180	H29.4.1
倉敷市	かわさきこども園	幼保連携型	私	(学)川崎学園	114	H30.4.1
倉敷市	認定こども園海星幼稚園	幼稚園型	私	(学)淳心学院	270	H30.4.1
倉敷市	幼保連携型認定こども園 めばえ保育園	幼保連携型	私	(福)愛育福祉会	105	H31.4.1
倉敷市	認定こども園竹中幼稚園	幼稚園型	私	(学)竹中学園	135	H31.4.1
倉敷市	認定こども園第二まこと幼稚園	幼稚園型	私	(学)誠之学園	330	H31.4.1
倉敷市	保育所型認定こども園のぞみ保育園	保育所型	私	(福)愛育会	185	H31.4.1
津山市	勝北風の子こども園	幼保連携型	公	津山市	230	H28.4.1
津山市	幼保連携型認定こども園 しらゆり幼稚園	幼保連携型	私	(学)しらゆり学園	234	H28.3.16
津山市	久米こども園	保育所型	私	(福)江原恵明会	155	H29.4.1
津山市	院庄さくらこども園	保育所型	私	(福)院庄さくらこども園	105	H29.4.1
津山市	認定こども園加茂保育園	保育所型	私	(福)郁々会	110	H31.4.1
玉野市	玉認定こども園	保育所型	公	玉野市	70	H25.4.1
玉野市	サンマリン認定こども園	保育所型	公	玉野市	140	H27.4.1
玉野市	八浜認定こども園	保育所型	公	玉野市	100	H28.4.1
玉野市	玉原認定こども園	保育所型	公	玉野市	130	H30.4.1
玉野市	鉢立認定こども園	保育所型	公	玉野市	50	H31.4.1
玉野市	大崎認定こども園	保育所型	公	玉野市	90	H31.4.1
笠岡市	笠岡認定こども園	幼保連携型	私	(福)摩耶会	70	H30.3.14
笠岡市	つばくろ認定こども園	幼保連携型	私	(福)みたけ会	135	H30.3.14
総社市	きよね認定こども園	幼保連携型	公	総社市	250	H27.4.1
総社市	いじりの認定こども園	幼保連携型	公	総社市	250	H31.4.1
高梁市	有漢こども園	幼保連携型	公	高梁市	100	H27.4.1
高梁市	川上こども園	幼保連携型	公	高梁市	120	H27.4.1
高梁市	成羽認定こども園	幼保連携型	公	高梁市	120	H31.4.1
新見市	上市認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H20.4.1
新見市	大佐認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H21.4.1
新見市	哲西認定こども園	幼保連携型	公	新見市	50	H21.4.1
新見市	神代認定こども園	幼保連携型	公	新見市	65	H22.5.1
新見市	熊谷認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H25.4.1
新見市	新見中央認定こども園	幼保連携型	公	新見市	140	H26.4.1
新見市	新見南認定こども園	幼保連携型	公	新見市	60	H29.4.1
備前市	伊里認定こども園	幼保連携型	公	備前市	185	H22.4.1
備前市	片上認定こども園	幼保連携型	公	備前市	128	H25.4.1
備前市	三石認定こども園	幼保連携型	公	備前市	75	H26.4.1
備前市	吉永認定こども園	幼保連携型	公	備前市	185	H29.4.1
備前市	香登認定こども園	幼保連携型	公	備前市	84	H30.4.1
備前市	伊部認定こども園	幼保連携型	公	備前市	268	H31.4.1
備前市	東鶴山認定こども園	幼保連携型	公	備前市	60	H31.4.1
瀬戸内市	長船ちとせこども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	100	H31.4.1
瀬戸内市	裳掛こども園	保育所型	公	瀬戸内市	50	H31.6.1
赤磐市	いちょうの森こども園	幼保連携型	私	(福)岡山こども協会	90	H29.4.1
赤磐市	赤坂ひまわりこども園	保育所型	公	赤磐市	100	H29.10.1

真庭市	落合こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H19.4.11
真庭市	美川こども園	幼保連携型	公	真庭市	90	H20.4.1
真庭市	勝山こども園	保育所型	公	真庭市	180	H24.4.1
真庭市	河内こども園	幼保連携型	公	真庭市	50	H26.4.1
真庭市	八束こども園	保育所型	公	真庭市	105	H26.4.1
真庭市	美甘こども園	保育所型	公	真庭市	60	H27.4.1
真庭市	湯原こども園	保育所型	公	真庭市	75	H27.4.1
真庭市	川上こども園	保育所型	公	真庭市	110	H27.4.1
真庭市	天の川こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H28.4.1
真庭市	久世こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H29.9.1
真庭市	北房こども園	幼保連携型	公	真庭市	180	H30.4.1
美作市	湯郷こども園	幼保連携型	公	美作市	252	H30.4.1
浅口市	寄島こども園	幼保連携型	公	浅口市	142	H28.4.1
浅口市	金光学園こども園	幼保連携型	私	(学)金光学園	125	H28.3.16
浅口市	浅口はちまん認定こども園	幼保連携型	私	(福)八幡福祉会	90	H29.3.16
浅口市	六条院こども園	幼保連携型	公	浅口市	165	H29.4.1
浅口市	聖華こども園	幼保連携型	私	(福)聖華会	75	H30.3.14
鏡野町	芳野こども園	保育所型	公	鏡野町	170	H25.4.1
鏡野町	かがみの中央こども園	保育所型	公	鏡野町	150	H29.4.1
吉備中央町	ににこふたばこども園	幼保連携型	私	(福)加茂双葉会	60	H29.4.1
吉備中央町	吉備高原こども園	幼保連携型	公	吉備中央町	70	H30.4.1

計 112施設 [類型内訳] 幼保連携型83、幼稚園型8、保育所型21 [公私内訳] 公立62、私立50

※平成26年度以前に認定を受けた幼保連携型認定こども園については、認定こども園法の改正に伴い、平成27年度から、新制度の幼保連携型認定こども園(認定こども園法に基づく単一の認可)へ移行している。

3(1). 令和2年度設置予定の認定こども園(県所管施設)

所在地	施設名(仮称)	類型	設置主体		定員 (予定)	移行前の施設
笠岡市	青空認定こども園	幼保連携型	公	笠岡市	90	神島保育所
笠岡市	和光みらい園	幼保連携型	私	(福)和光園	230	和光保育園
備前市	日生認定こども園	幼保連携型	公	備前市	180	日生幼稚園 日生保育園
矢掛町	矢掛認定こども園	幼保連携型	公	矢掛町	230	矢掛・美川・山田・川面幼稚園 矢掛保育園

は、岡山県子ども・子育て会議への意見聴取の対象施設。

3(2). 令和2年度設置予定の認定こども園(岡山市・倉敷市所管施設)

所在地	施設名(仮称)	類型	設置主体		定員 (予定)	移行前の施設
岡山市	今認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	235	今幼稚園
岡山市	鹿田認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	320	鹿田幼稚園 鹿田保育園
岡山市	旭竜認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	235	旭竜幼稚園 高島保育園
岡山市	宇野認定こども園	幼保連携型	公	岡山市	250	宇野幼稚園 宇野保育園
岡山市	高島おひさまこども園	幼保連携型	私	(学)大森学園	266	高島幼稚園
岡山市	グリーン長利こども園	幼保連携型	私	(福)ちとせ交友会	100	グリーン長利保育園
倉敷市	第五福田認定こども園	幼保連携型	公	倉敷市	120	第五福田幼稚園 第五福田保育園
倉敷市	幼保連携型認定こども園 遍照こども園	幼保連携型	私	(福)遍照会	175	遍照保育園
倉敷市	幼保連携型認定こども園 真備かなりや保育園	幼保連携型	私	(福)倉敷福德会	165	真備かなりや保育園
倉敷市	すぎのこ認定こども園	幼保連携型	私	(福)四ツ葉会	185	杉の子保育園
倉敷市	幼保連携型認定こども園 たから保育園	幼保連携型	私	(福)たから会	115	たから保育園
倉敷市	かがやき認定こども園	保育所型	私	(福)愛和福祉会	245	かがやき保育園

計 16施設 [類型内訳] 幼保連携型15、保育所型1

[公私内訳] 公立8、私立8

幼保連携型認定こども園 認可申請調書

区分	内 容							
1 名称	和光みらい園							
2 所在地	笠岡市富岡 277-5							
3 開設時期	令和2年4月1日							
4 新設／移行	保育所から移行	和光保育園 (S24.9.1認可)						
5 設置者	社会福祉法人 和光園 (理事長: 山名 照知)							
6 園長予定者	氏 名	山名 照知						
	学級・児童福祉施設勤務歴	41年	保有資格	社会福祉主任用資格 児童福祉司任用資格				
	備 考	現 和光保育園園長						
7 定員及び学級	定員 230人 (学級数 7学級)							
	0歳児	1歳児	2歳児	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
1号認定					5人	5人	5人	15人
2号・3号認定	20人	30人	36人		43人	43人	43人	215人
学級数				学級	3学級	2学級	2学級	7学級
必要配置数	6.6人	11人	人	3人	2人	2人	25人	
	【参考】移行前保育園の状況 収容定員 230 人、在園児数 208 人 (R2.1現在)							
8 教職員組織	園長、副園長、主幹保育教諭1名、保育教諭31名、 保育士3名、栄養士1名、調理員5名、 園医、園歯科医、園薬剤師(嘱託) 園児の教育・保育に直接従事する職員 合計35名 (※常勤換算後34名)							
9 敷地・園庭	敷地面積 1,081.6m ² (自己所有・無償貸与)							
	園庭面積 910.0m ² (必要面積 838.8m ²)							

区分	内 容																				
10 園舎・設備	<p>園舎面積 2,139.4m² (必要面積 1,039.8m²) 構造： 鉄骨2階建(耐火建築物)</p> <p>設備面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>必要設備</th><th>室数</th><th>現有面積</th><th>必要面積</th><th>適否</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室・ほふく室</td><td>4</td><td>201.8m²</td><td>148.5m²</td><td>適</td></tr> <tr> <td>保育室</td><td>9</td><td>466.7m²</td><td>356.4m²</td><td>適</td></tr> <tr> <td>遊戯室</td><td>1</td><td>169.7m²</td><td></td><td>適</td></tr> </tbody> </table> <p>その他の必置設備 ■職員室、■保健室、■調理室、■便所、■飲料水用設備、 ■手洗用設備、■足洗用設備</p>	必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否	乳児室・ほふく室	4	201.8m ²	148.5m ²	適	保育室	9	466.7m ²	356.4m ²	適	遊戯室	1	169.7m ²		適
必要設備	室数	現有面積	必要面積	適否																	
乳児室・ほふく室	4	201.8m ²	148.5m ²	適																	
保育室	9	466.7m ²	356.4m ²	適																	
遊戯室	1	169.7m ²		適																	
11 教育及び保育の目標（理念）	就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づいて、心身ともに健やかに育成されるように乳幼児期の教育・保育を行うとともに、満3歳以上の子どもに対して幼保連携型認定こども園教育・保育要領に掲げる目標が達成されるよう教育・保育を行う。																				
12 教育及び保育を行う期間及び時間	<p>教育標準時間（1号認定）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>教育週数</td><td>年間39週</td></tr> <tr> <td>基本開園日</td><td>月曜日～金曜日</td></tr> <tr> <td>長期休業日</td><td>4月 1日～ 4月 8日 8月 10日～ 8月 20日 12月 23日～ 1月 6日 3月 25日～ 3月 31日</td></tr> <tr> <td>教育標準時間利用</td><td>8時30分～13時30分</td></tr> <tr> <td>預かり保育</td><td>教育時間の前後 教育時間前 7時00分～ 8時30分 教育時間後 13時30分～16時30分 土曜日 — 長期休業日 —</td></tr> </tbody> </table>	教育週数	年間39週	基本開園日	月曜日～金曜日	長期休業日	4月 1日～ 4月 8日 8月 10日～ 8月 20日 12月 23日～ 1月 6日 3月 25日～ 3月 31日	教育標準時間利用	8時30分～13時30分	預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 7時00分～ 8時30分 教育時間後 13時30分～16時30分 土曜日 — 長期休業日 —										
教育週数	年間39週																				
基本開園日	月曜日～金曜日																				
長期休業日	4月 1日～ 4月 8日 8月 10日～ 8月 20日 12月 23日～ 1月 6日 3月 25日～ 3月 31日																				
教育標準時間利用	8時30分～13時30分																				
預かり保育	教育時間の前後 教育時間前 7時00分～ 8時30分 教育時間後 13時30分～16時30分 土曜日 — 長期休業日 —																				

区分	内 容							
12 教育及び保育を行ふ期間及び時間 【続き】	保育標準時間、保育短時間（2号・3号認定）							
	開園日数	年間290日						
	基本開園日	月曜日～土曜日						
	保育標準時間利用	基本保育時間 7時00分～18時00分 延長保育時間 18時00分～19時00分						
	保育短時間利用	基本保育時間 8時30分～16時30分 延長保育時間 16時30分～19時00分						
13 食事の提供	<p>食事の提供方法</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 園内で調理する方法 <input type="checkbox"/> 園内で調理する方法（調理業務を外部委託） <input type="checkbox"/> 3歳以上の給食を園外で調理し、搬入する方法</p> <p>1号認定の園児への食事の提供</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し</p>							
14 子育て支援事業 (在園児以外を対象)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th><th>事業内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子育てサロン</td><td> <p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を地域交流室として開放し、「交流広場」を開設する。 </td></tr> <tr> <td>子育て相談事業</td><td> <p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を「育児相談室」とし、育児や子育ての相談に応じる。 ・相談の内容によっては、専門機関に繋いでいく。 </td></tr> </tbody> </table>		事業名	事業内容	子育てサロン	<p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を地域交流室として開放し、「交流広場」を開設する。 	子育て相談事業	<p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を「育児相談室」とし、育児や子育ての相談に応じる。 ・相談の内容によっては、専門機関に繋いでいく。
事業名	事業内容							
子育てサロン	<p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を地域交流室として開放し、「交流広場」を開設する。 							
子育て相談事業	<p>①地域の子育て家庭の保護者 ②月曜日～金曜日までの午前中 ③無料</p> <p><事業内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・園内の教室の一室を「育児相談室」とし、育児や子育ての相談に応じる。 ・相談の内容によっては、専門機関に繋いでいく。 							

14 子育て支援事業
(在園児以外を対象)
【続き】

緊急一時預かり
保育

- ①地域の子ども
- ②月曜日～金曜日
- ③1日 2,100円（※給食・おやつ含む）
半日 1,000円

<事業内容>

- ・保護者の疾病・冠婚葬祭・急遽の理由などにより一時的に家庭で保育が出来なくなったりした場合に、該当の子どもを受け入れて保育を行う。

養育相談調整事
業

- ①地域の子育て世帯
- ②月曜日～金曜日
- ③無料

<事業内容>

- ・地域の子育て世帯で、子どもの養育について悩みや相談、援助を希望する場合は、社会福祉協議会やその他の専門団体
- ・支援団体に繋ぐなどの連絡調整を行う。

地域団体支援事
業

- ①地域の子どもの養育について援助を行う団体や個人
- ②月曜日～金曜日
- ③無料

<事業内容>

- ・地域の子育て支援団体等に対して必要な情報の提供や助言等を行うことで、地域全体で子育てを支援する。

幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の概要（認可基準）

条	規定する項目	概要										
4	学級編成	<p>(1) 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制する。</p> <p>(2) 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。</p> <p>(3) 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢である園児で編制することを原則とする。</p>										
5	職員の数等	<p>(1) 配置が義務である職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 園長 ② 主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭 ※保育教諭等の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・専任の副園長又は教頭が兼ねることができる。 ・学級数の1/3の範囲内で、専任の助保育教諭又は講師を充てることができる。 ③ 調理員 ※調理員の特例 <ul style="list-style-type: none"> ・調理業務の全てを委託する場合は、調理員を置かないことができる。 <p>(2) 配置が努力義務である職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 副園長又は教頭 ② 主幹養護教諭、養護教諭又は助養護教諭 ③ 事務職員 <p>(3) 保育教諭等の配置人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配置基準 <table border="1"> <thead> <tr> <th>園児の年齢区分</th><th>配置基準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> <tr> <td>1~2歳児</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>3歳児</td><td>おおむね20人につき1人</td></tr> <tr> <td>4~5歳児</td><td>おおむね30人につき1人</td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ② 必要配置人数の算定方法 <p>必要配置人数 = (0歳児の数 × 1/3) + {(1歳児の数 + 2歳児の数) × 1/6} + (3歳児の数 × 1/20) + {(4歳児の数 + 5歳児の数) × 1/30}</p> <p>※年齢別に、園児数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下を切り捨て）、各々の数を合計した後に小数点以下を四捨五入する。</p>	園児の年齢区分	配置基準	0歳児	おおむね3人につき1人	1~2歳児	おおむね6人につき1人	3歳児	おおむね20人につき1人	4~5歳児	おおむね30人につき1人
園児の年齢区分	配置基準											
0歳児	おおむね3人につき1人											
1~2歳児	おおむね6人につき1人											
3歳児	おおむね20人につき1人											
4~5歳児	おおむね30人につき1人											

条	規定する項目	概要						
5	職員の数等 (続き)	<p>③ 学級数との関係 3歳以上の園児については、前記①の配置基準により算出した人数が学級数を下回るときは、学級数に相当する数を必要配置人数とする。</p> <p>④ 園長が専任でない場合の職員配置 園長が専任でない場合は、上記②の算定方法により算定した人数に1人を加えた人数を配置する。</p>						
6	職員の知識及び技能の向上等	<p>(1) 園の職員は、常に自己研さんしに励み、必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>(2) 園の設置者は、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(3) 職員の研修には、園児の人権の擁護、虐待の防止等に関する事項を盛り込まなければならない。【岡山県独自規定】</p>						
7	位置等	<p>(1) 園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境に定めなければならない。</p> <p>(2) 園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。</p>						
8	園舎及び園庭	<p>(1) 園には、園舎及び園庭を備えなければならない。</p> <p>(2) 園舎及び園庭は同一の敷地又は隣接する位置に設けることを原則とする。</p> <p>(3) 園舎の構造</p> <p>① 2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情があるときは3階建以上とすることができる。</p> <p>② 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所は園舎の1階に設けるものとする。ただし、次の要件を満たすときは、2階以上に設けることができる。</p> <p><乳児室等を2階以上に設けるための要件></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階</th><th>要件</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階</td><td> 一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている </td></tr> <tr> <td>3階以上</td><td> 一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件 </td></tr> </tbody> </table>	階	要件	2階	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている	3階以上	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件
階	要件							
2階	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている							
3階以上	一 建築基準法上の耐火建築物 二 避難用の屋外階段その他の条例で定める設備が一以上設けられている 三 園児の転落事故防止設備が設けられている 四 その他条例で定める要件							

条	規定する項目	概要												
8	園舎及び園庭 (続き)	<p>(4) 園舎の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。</p> <p>① 学級数に応じた面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 学級</td><td>180 m²</td></tr> <tr> <td>2 学級以上</td><td>320 m² + 100 m² × (学級の数 - 2)</td></tr> </tbody> </table> <p>② 満3歳未満の園児の数に応じた面積の合計 (ア+イ+ウ) ア 1. 65 m² × 満2歳未満のほふくをしない園児数 イ 3. 3 m² × 満2歳未満のほふくをする園児数 ウ 1. 98 m² × 満2歳以上満3歳未満の園児数</p> <p>(5) 園庭の面積 次の①及び②の面積を合計した面積以上とする。 (①+②)</p> <p>① 次のア及びイの面積のうち大きい方の面積 (アorイ) ア 学級数に応じた面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th><th>面 積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2 学級以下</td><td>330 m² + 30 m² × (学級の数 - 1)</td></tr> <tr> <td>3 学級以上</td><td>400 m² + 80 m² × (学級の数 - 3)</td></tr> </tbody> </table> <p>イ 満3歳以上の園児数に応じた面積 3. 3 m² × 満3歳以上の園児数</p> <p>② 満2歳以上満3歳未満の園児数に応じた面積 3. 3 m² × 満2歳以上満3歳未満の園児数</p>	学級数	面 積	1 学級	180 m ²	2 学級以上	320 m ² + 100 m ² × (学級の数 - 2)	学級数	面 積	2 学級以下	330 m ² + 30 m ² × (学級の数 - 1)	3 学級以上	400 m ² + 80 m ² × (学級の数 - 3)
学級数	面 積													
1 学級	180 m ²													
2 学級以上	320 m ² + 100 m ² × (学級の数 - 2)													
学級数	面 積													
2 学級以下	330 m ² + 30 m ² × (学級の数 - 1)													
3 学級以上	400 m ² + 80 m ² × (学級の数 - 3)													
9	園舎に備えるべき設備	<p>(1) 設置が義務である設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員室 ② 乳児室又は保育室 ③ 保育室 ④ 遊戯室 ⑤ 保健室 ⑥ 調理室 ⑦ 便所 ⑧ 飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 <p>(2) 設備の特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員室と保健室及び保育室と遊戯室 特別の事情があるときは、それぞれ兼用することができる。 												

条	規定する項目	概要								
9	園舎に備えるべき設備 (続き)	<p>② 調理室（給食の外部搬入を行う場合） 満3歳以上の園児の給食を、園外で調理し、搬入する方法により行う場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、最低限の調理を行うために必要な加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>③ 調理室（給食を提供する園児数が少ない場合） 園内で調理する方法により給食を提供する園児数が20人未満の場合は、調理室を設けないことができる。 調理室を設けない場合であっても、20人未満の園児に園内調理による給食の提供を行うために必要な調理設備を備えなければならない。</p> <p>(3) 面積基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>面積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td><td>1. $6.5\text{m}^2 \times$満2歳未満のほふくしない園児数</td></tr> <tr> <td>ほふく室</td><td>3. $3\text{m}^2 \times$満2歳未満のほふくする園児数</td></tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td><td>1. $9.8\text{m}^2 \times$満2歳以上の園児数</td></tr> </tbody> </table> <p>(4) 設置が努力義務である設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放送聴取設備 ② 映写設備 ③ 水遊び場 ④ 園児清浄用設備 ⑤ 図書室 ⑥ 会議室 	区分	面積	乳児室	1. $6.5\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくしない園児数	ほふく室	3. $3\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくする園児数	保育室又は遊戯室	1. $9.8\text{m}^2 \times$ 満2歳以上の園児数
区分	面積									
乳児室	1. $6.5\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくしない園児数									
ほふく室	3. $3\text{m}^2 \times$ 満2歳未満のほふくする園児数									
保育室又は遊戯室	1. $9.8\text{m}^2 \times$ 満2歳以上の園児数									
10	園具及び教具	園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。								
11	教育及び保育を行う期間及び時間	<p>(1) 每学年の教育週数は、特別な事情がある場合を除き、39週以上とする。</p> <p>(2) 一日当たりの標準的な教育時間は4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>(3) 保育を必要とする園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の園児については教育時間を含む。）は、一日につき8時間を原則とし、地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して園長が定める。</p>								

条	規定する項目	概 要
12	教科	園児の心身の状況によって履修することが困難な教科は、心身の状況に適合するように課さなければならない。
13	非常災害対策	(1) 園は、消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。 (2) 園は、想定される非常災害の種別ごとに、非常災害への対応に関する具体的な計画を策定し、非常災害時の関係機関へに通報及び関係者との連絡体制を整備し、それらの内容を定期的に職員に周知しなければならない。 (3) 園は、前記の計画に従い、避難及び消火に係る訓練その他必要な訓練を、実効性を確保しつつ行わなければならない。 (4) 園は、訓練のうち避難及び消火に係る訓練を、毎月1回以上行わなければならない。【岡山県独自規定】
14	食事	(1) 保育を必要とする園児に食事を提供するときは、園内で調理する方法により行わなければならない。 (2) 献立は、できるだけ変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有し、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。 (3) 地域で生産された食材を活用し、季節、行事等に応じたものとなるよう努めなければならない。【岡山県独自規定】 (4) 園は、園児の健康な生活の基本としての正しい食習慣を身につける力の育成に努めなければならない。
15	子育ての支援	園における保護者に対する子育ての支援は、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、当該地域において必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供しうる体制の下で行い、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めなければならない。
16	掲示	建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨の掲示をしなければならない。
17	以下、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の準用 ※「条」欄の数字は、児童福祉施設の設備及び運営に関する条例の条数	
4	条例で定める基準と幼保連携型認定こども園	園は、条例で定める基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならならず、条例で定める基準を超えて設備を有し、又は運営をしている園においては、条例で定める基準を理由として、設備及び運営を低下させてはならない。

条	規定する項目	概要
5	幼保連携型認定こども園の一般原則	園は、園児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重した運営を行い、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し運営の内容を適切に説明するよう努め、幼保連携型認定こども園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
9	他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、園児の保育に直接従事する職員は兼ねることができない。
	他の学校又は社会福祉施設の設備を兼ねるときの設備の基準	園は、運営上必要と認められる場合は、設備の一部を他の学校又は社会福祉施設等の設備と兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所については兼ねることができない。
10	園児を平等に取り扱う原則	園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用の負担の有無によって、差別的な取扱いをしてはならない。
11	虐待等の禁止	園の職員は、身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること等、園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
12	懲戒に係る権限の濫用禁止	園長は、懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
19	秘密保持等	園の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならず、園は、職員であった者が、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
20	苦情への対応	(1) 園児又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じなければならない。 (2) 県又は市町村からの指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
44	設備の基準	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を園舎の2階以上に設ける場合の要件を規定。
45	設備の基準の特例	満3歳以上の園児の給食について、園外で調理し、搬入する方法により行うことができる要件を規定。
49	保護者との連絡	園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとり、教育及び保育の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第2条 1～6略

7 この法律において「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいう。

8～12略

（教育及び保育の目標）

第9条 幼保連携型認定こども園においては、第2条第7項に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。次条第2項において同じ。）としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、次に掲げる目標を達成するよう当該教育及び当該保育を行うものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。
- 六 快適な生活環境の実現及び子どもと保育教諭その他の職員との信頼関係の構築を通じて、心身の健康の確保及び増進を図ること。

（教育及び保育の内容）

第10条 幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、第2条第7項に規定する目的及び前条に規定する目標に従い、主務大臣が定める。

- 2 主務大臣が前項の規定により幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び児童福祉法第45条第2項の規定に基づき児童福祉施設に関して厚生労働省令で定める基準（同項第三号に規定する保育所における保育の内容に係る部分に限る。）との整合性の確保並びに小学校（学校教育法第1条に規定する小学校をいう。）における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。
- 3 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。

（設置者）

第12条 幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができる。

(設備及び運営の基準)

第13条 都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は同法第252条の22第1項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）について、当該指定都市等。次項及び第二十五条において同じ。）は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならない。

2 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については主務省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については主務省令で定める基準を参酌するものとする。

- 一 幼保連携型認定こども園における学級の編制並びに幼保連携型認定こども園に配置する園長、保育教諭その他の職員及びその員数
- 二 幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他幼保連携型認定こども園の設備に関する事項であって、子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの
- 三 幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって、子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに子どもの健全な発達に密接に関連するものとして主務省令で定めるもの

3～5略

(設置等の認可)

第17条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第3項、第6項及び第7項並びに次条第1項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを審査するほか、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならない。

- 一 申請者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 三 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 四 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

五 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として主務省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、認可の申請前五年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

七 申請者の役員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ロ 第1号、第2号又は前号に該当する者

ハ 第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの（当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。）

ニ 第四号に規定する期間内に前項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園（当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して五年を経過しないもの

3 都道府県知事は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4 指定都市等の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、第1項の設置の認可をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、当該認可の申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を管轄する市町村の長に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、第1項及び第2項に基づく審査の結果、その申請が第13条第1項の条例で定める基準に適合しており、かつ、第2項各号に掲げる基準に該当しないと認めるときは、第1項の設置の認可をするものとする。ただし、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、その他の都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第六十一条第一項の規定により当該指定都市等の長が定める市町村子ども・子育て支援事業計画。以下この項において同じ。）の達成に支障を生ずるおそれがある場合として主務省令で定める場合に該当すると認めるときは、第1項の設置の認可をしないことができる。

一 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域（指定都市等の長が認可を行う場合にあっては、子ども・子育て支援法第61条第2項第1号の規定により当該指定都市等が定める教育・保育提供区域をいう。以下この項において同じ。）における

る特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置認可によってこれを超えることになると認めるとき。

二 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

三 当該申請に係る幼保連携型認定こども園を設置しようとする場所を含む区域における特定教育・保育施設の利用定員の総数（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において定める当該区域の特定教育・保育施設の必要利用定員総数（同号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）に既に達しているか、又は当該申請に係る設置の認可によってこれを超えることになると認めるとき。

7 略

（都道府県における合議制の機関）

第25条 第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。